

主要検討項目について（その2）

主要検討項目

3. 郵便事業会社

- (1) ユニバーサルサービスの義務付けの範囲と必要な優遇措置
- (2) 提供義務を課す公共性の高いサービスの範囲と必要な制度面での措置

平成16年10月27日
内閣官房郵政民営化準備室

目 次

	頁
「3. 郵便事業会社」について	
◎ ユニバーサルサービスをどのような範囲でどこまで義務付けるか ……	1
◎ 提供義務を課す公共性の高いサービスの範囲をどうするか (第三種、第四種、特殊取扱等) ……	17

◎ユニバーサルサービスをどのような範囲でどこまで義務付けるか

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>(2) 郵便事業会社</p> <p>(イ) サービスの提供範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き郵便のユニバーサルサービスの提供義務を課す。 ・ユニバーサルサービスの維持のために必要な場合には、優遇措置を設ける。 ・信書事業への参入規制については、当面は現行水準を維持し、その料金決定には公的な関与を続ける。 	<p>(義務付け範囲)</p> <p>○ 民営化後も郵便サービスを低下させないために、郵便事業会社に提供義務を課す範囲は、現在と同様、通常郵便物、小包郵便物及び国際郵便としてはどうか。</p>	<p>○ 民間宅配便が全国でサービスを提供している現状にかんがみ、郵便事業会社に提供義務を課す範囲から国内小包郵便物を外すこととしてはどうか。</p> <p>○ その場合、郵便のユニバーサルサービスの提供義務について規定している万国郵便条約との関係をどのように整理するか。</p>	

【参考1】 万国郵便条約

- ・すべての利用者が、加盟国領域のすべての地点で、合理的な価格下で普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を享受する（第1条）。
- ・郵政庁は、通常郵便物（2kg以下）及び小包郵便物（20kg以下）の引受け、取扱い、運送及び配達を確保する（第10条）。

【参考2】 諸外国におけるユニバーサルサービス義務の範囲

- ・アメリカ…書状、小包（※）

※ USPSが現在提供しているサービスがユニバーサルサービス義務の範囲。（書状、小包とも約31.75kg以下）

- ・イギリス…書状（重量制限なし）、20kg以下の小包
- ・フランス…2kg以下の書状、20kg以下の小包
- ・ドイツ…2kg以下の書状、20kg以下の小包
- ・オランダ…2kg以下の書状、10kg以下（国際は20kg以下）の小包

(優遇措置)

- その場合、優遇措置として、信書便事業への参入規制については、当面、現行水準を維持する。

【参考1】 日本における信書便事業の参入規制

- ・一般信書便（長さ 40 cm・幅 30 cm・厚さ 3 cm以下かつ 250g 以下で 3 日以内の送達）
- ・特定信書便（「3 時間以内の送達」「1, 000 円超」「長さ・幅・厚さの合計 90 cm超、又は 4kg 超」のいずれかの信書便）

※一般信書便は、クリームスキミング防止（全国均一料金、全国毎日 1 通からの引受・配達、簡易かつ秘密保護が確実な差出方法の確保）を規律

【参考2】 諸外国における独占分野の例

- ・アメリカ…極めて緊急性の高い書状（速度基準又は金額基準若しくはファーストクラスメール料金の 2 倍相当額のいずれか高い方の額以上）以外は独占
- ・EU 指令…基本書状料金の 3 倍未満かつ重量 100g 未満の書状は独占
- ・ドイツ …基本書状料金の 3 倍未満かつ重量 100g 未満の書状は独占
- ・フランス…基本書状料金の 3 倍未満かつ重量 100g 未満の書状は独占

(義務付ける範囲について、
上記A案を採用する場合)

- 提供義務を課すならば、
通常郵便物の料金は認可
制、小包郵便物の料金は事
前届出制という現在の料
金規制を維持してはどうか。

- 提供義務を課すとして
も、経営の自由度を拡大す
るため、適正な料金設定を
確保する措置を維持しつ
つ、例えば、以下のような
料金規制の緩和を行って
はどうか。

[料金規制の緩和案]

- ・ 通常郵便物の料金
(現在) (民営化後)
認可 ⇒ 上限認可
- ・ 小包郵便物の料金
(現在) (民営化後)
事前届出 ⇒ 事後報告

※変更命令については維持。

(義務付ける範囲について、上記B案を採用する場合)

※ 小包郵便物の提供義務を課さない場合には、郵便としての
料金規制を外れることとなり、民間宅配便と同様の料金
規制となる。

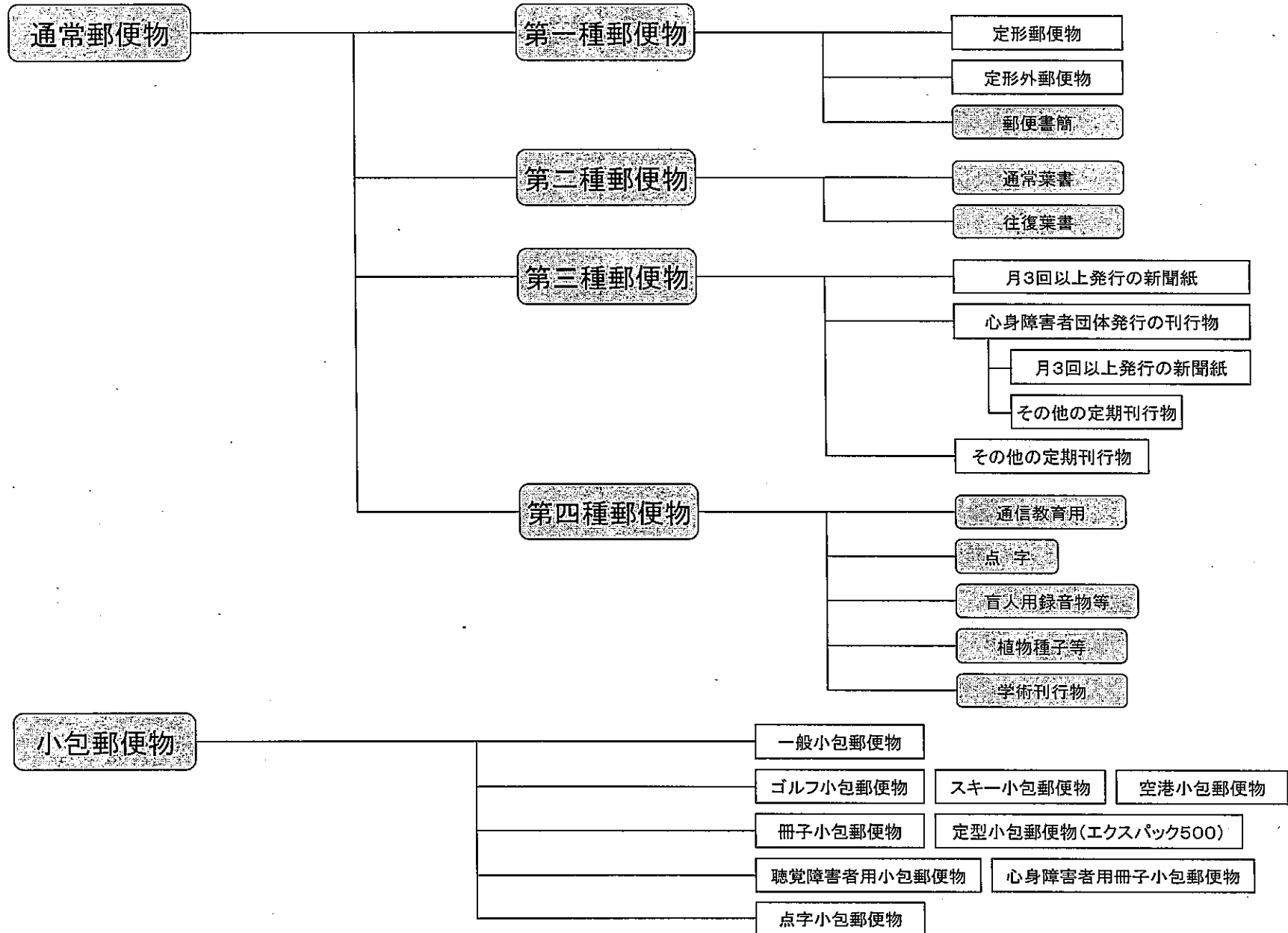
【参考】 貨物自動車運送事業（宅配便）の料金規制

- ・ 報告義務（事後報告）
- ・ 変更命令

	<p>○ さらなる優遇措置については、民間企業と同様の義務を負うことを基本としつつ、激変緩和の観点や他の公益事業との比較を考慮し、必要なものに限って講じることを検討してはどうか。</p>	
--	---	--

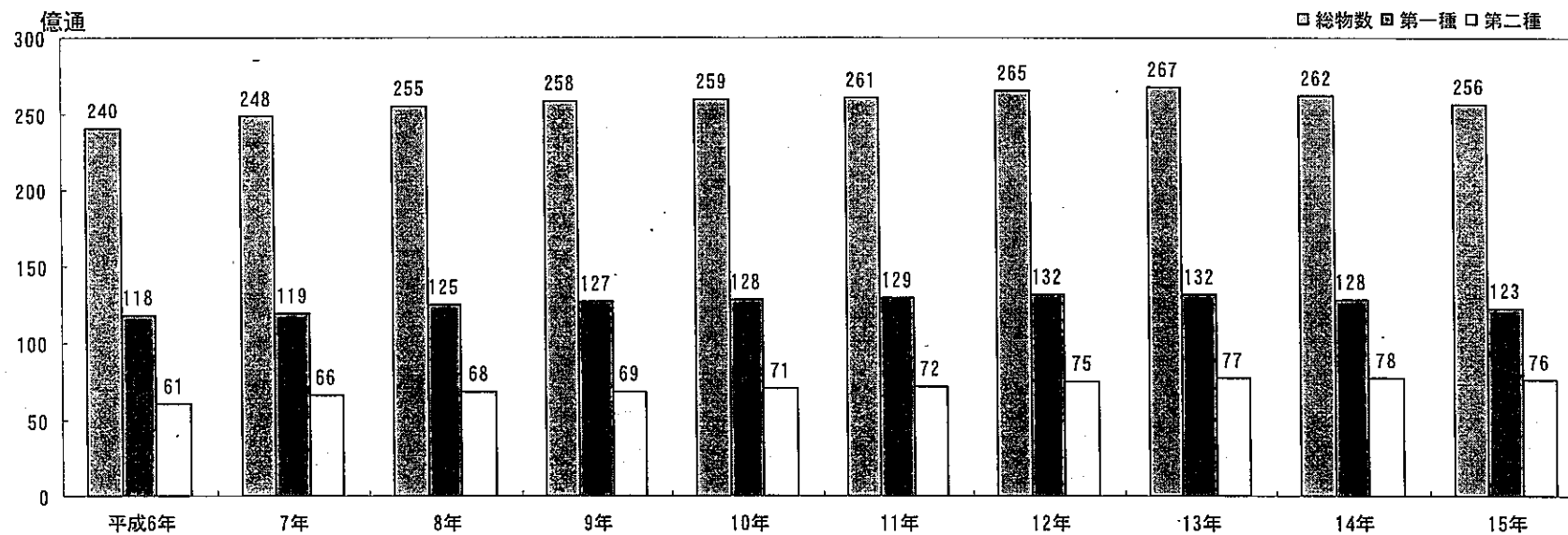
郵便物の種類

※網掛けは法律事項

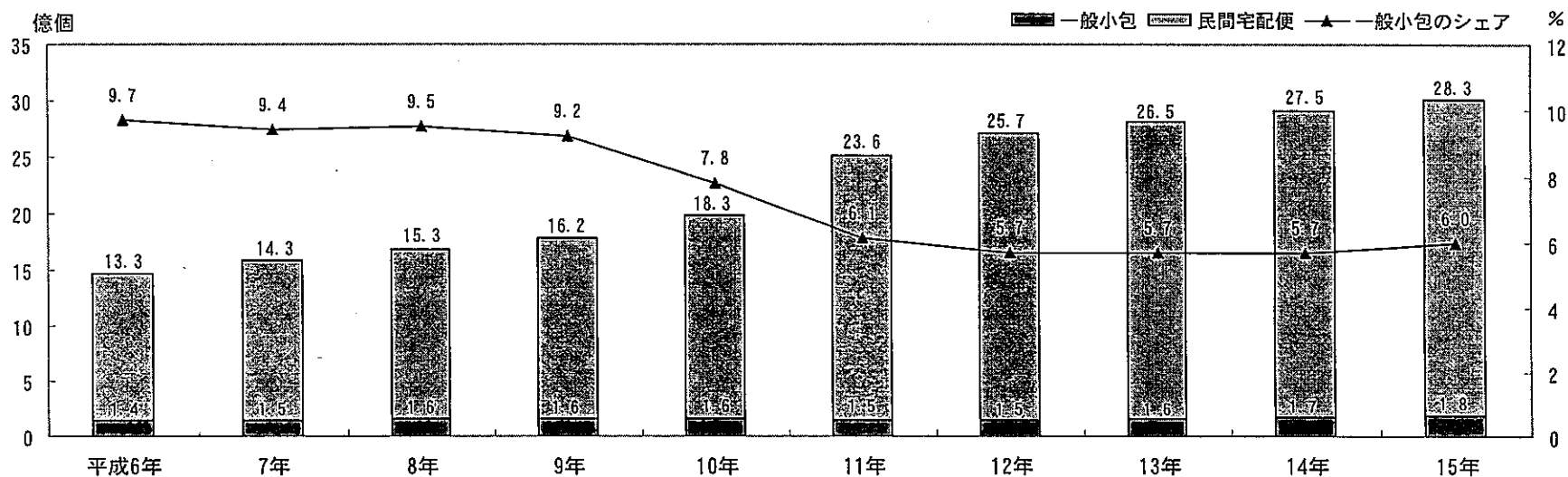


郵便物数等の動向

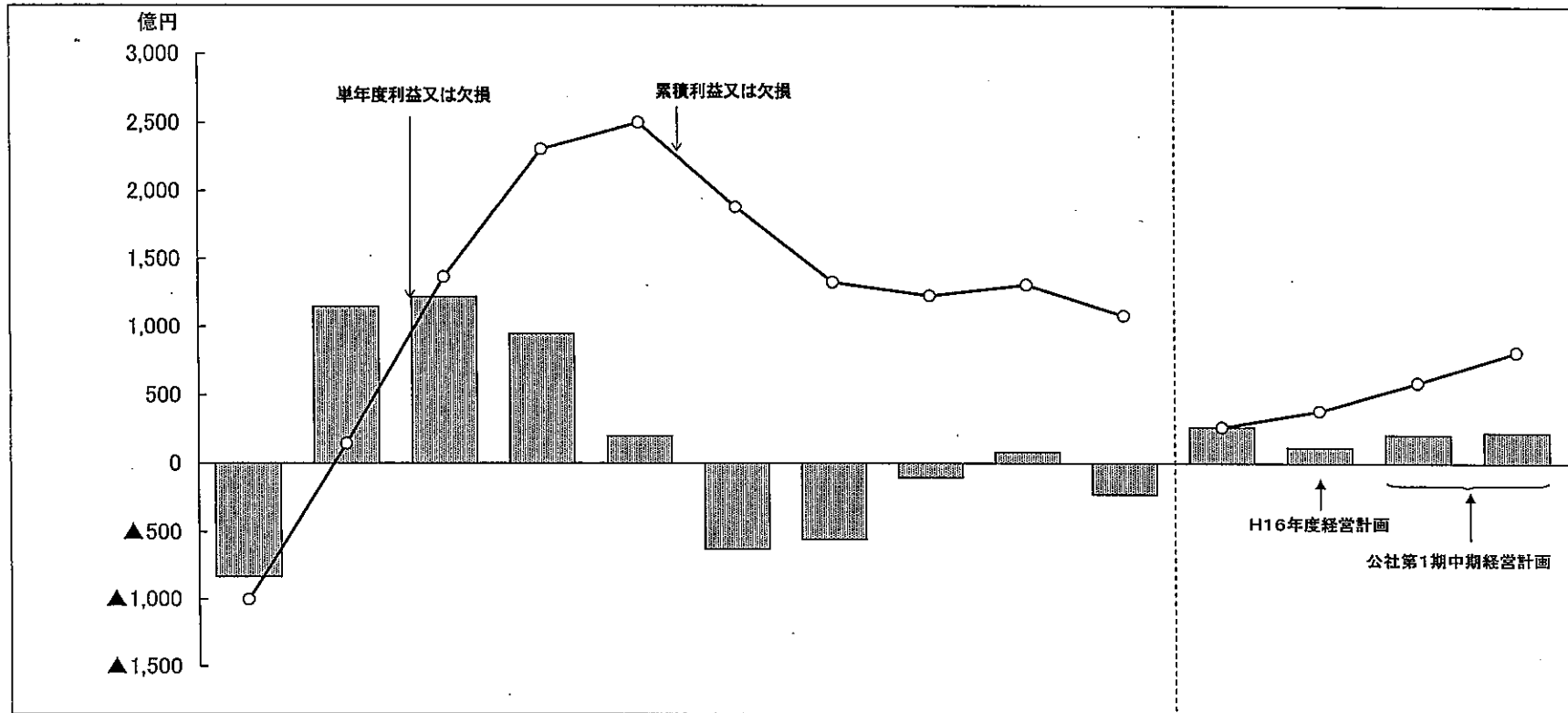
○ 総引受物数等の推移



○ 一般小包及び民間宅配便の取扱数の推移



郵便事業損益の推移



(単位: 億円, %)

区 別	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度 (見込)	17年度 (見込)	18年度 (見込)
収 益	(3.5) 19,611	(14.0) 22,348	(2.3) 22,865	(2.2) 23,362	(▲1.0) 23,138	(▲3.3) 22,365	(0.3) 22,438	(▲0.1) 22,424	(▲1.6) 22,075	(▲1.8) 21,673	(-) 19,766	(▲2.0) 19,362	(4.5) 20,238	(▲0.3) 20,185
郵便業務収入	(3.3) 18,074	(14.3) 20,660	(2.0) 21,063	(2.4) 21,559	(▲0.7) 21,403	(▲3.8) 20,591	(0.1) 20,805	(▲0.3) 20,552	(▲1.7) 20,207	(▲3.1) 19,582	(-) -	(-) -	(-) 18,780	(▲0.3) 18,730
費 用	(4.1) 20,443	(3.7) 21,201	(2.1) 21,647	(3.6) 22,419	(2.3) 22,940	(0.2) 22,990	(0.0) 22,991	(▲2.0) 22,524	(▲2.3) 21,995	(▲0.4) 21,898	(-) 19,503	(▲1.3) 19,244	(4.1) 20,030	(▲0.3) 19,961
利益又は▲欠損														
単年度	▲832	1,147	1,218	943	198	▲625	▲553	▲100	80	▲225	263	118	208	224
累 計	▲1,002	145	1,363	2,306	2,504	1,879	1,326	1,226	1,306	1,081	263	381	589	813

(注) 平成14年度までは、官庁会計による郵便事業の損益計算であり、消費税を含んでいる。平成15~18年度は、企業会計原則に基づく公社会計による郵便業務の損益決算額及び見込であり、消費税は含まない。

郵便の種類別収支(平成15年度)

(単位:億円)

種 類 別	営業収益	営業費用	営業利益
通常郵便物	16,294	15,715	579
第一種(封書)	9,094	8,334	761
第二種(はがき)	4,727	4,572	156
第三種(新聞、雑誌)	443	659	▲ 216
第四種(通信教育等)	16	45	▲ 30
特殊取扱(書留、速達等)	2,013	2,106	▲ 92
小包郵便物	1,686	1,676	10
国際郵便	833	798	36
計	18,814	18,189	624

(注1) 四捨五入のため、計算上、合計は一致しない。

(注2) 営業費用は、営業原価と、販売費及び一般管理費の合計。

(注3) 郵便の種類別収支においては、郵便法第75条の2第4項の規定に基づき、郵便法の規定による郵便の業務を対象としており、郵便業務の区分に係る損益計算書の計とは一致しない。

万国郵便条約によるユニバーサルサービス義務

○万国郵便条約（平成12年条約第9号）

条項	規 定
第一条	<p>(普遍的な郵便業務)</p> <p>1 加盟国は、連合の単一の郵便境域という概念を強固にするため、すべての利用者が、その質を重視した郵便の役務を、加盟国の領域のすべての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で受け取ることができるような普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を享有することを確保する。</p> <p>2 1に定める目的のため、加盟国は、自国の郵便に関する法令の範囲内で又は他の通常的手段により、自国民のニーズ及び国内事情を考慮して、関係する郵便業務の範囲を定めるとともに、その質を重視し及び合理的な価格を設定することについての条件を定める。</p> <p>3 加盟国は、普遍的な郵便業務の提供を任務とする者が、このような郵便業務の提供を可能とし及び質に係る基準を尊重することを確保する。</p>
第十条	<p>(基礎業務)</p> <p>1 郵政庁は、通常郵便物の引受け、取扱い、運送及び配達を確保する。郵政庁は、また、この条約の定めるところにより、又は自己が差し立てる小包の場合においては二国間の取決めを行った後に利用者に一層有利な他の方法により、小包郵便物について当該通常郵便物と同様の業務を提供する。</p> <p>2～8 略</p>

諸外国における郵便のユニバーサルサービス

(郵政民営化に関する有識者会議 (第9回) 提出資料より)

○ 諸外国では、郵便事業を行う事業者が民営化された後においても、当該事業者にはユニバーサルサービス義務を課す一方で、同サービスの維持・確保を図るため、一定の独占範囲の付与や財政支援などの措置を講じているところ。

【出典：在外公館を通じた調査結果 (H16.5) 等】

	ユニバーサルサービスの対象・水準	ユニバーサルサービス確保のための措置・手段	
		独占範囲	財政支援等
米	・書状、小包 ・全国均一料金で週3日又は6日配達	○ (極めて緊急性の高い以下の書状以外は独占速度基準又は金額基準若しくはファーストクラスメール料金の2倍相当額のいずれか高い方の額以上)	—
英	・書状(重量制限なし)、20kg以下の小包 ・全国均一料金で週6日配達	○ (2003年から3段階に分けた自由化を執行中 2007年4月から完全自由化予定)	財務上の支援措置 (2003年度からの3年間で4億5千万ポンド(約900億円))
独	・2kg以下の書状、20kg以下の小包 ・全国均一料金で週6日配達	○ (基本書状料金の3倍未満かつ重量100g未満の書状)	ユニバーサルサービス基金(民間事業者拠出)の創設 (2008年の独占撤廃後国が必要性が認めた場合に創設)
仏	・2kg以下の書状、20kg以下の小包 ・全国均一料金で週6日配達	○ (基本書状料金の3倍未満かつ重量100g未満の書状)	ユニバーサルサービス基金の創設(検討中)
オランダ	・2kg以下の書状、10kg以下(国際は20kg以下)の小包	○ (基本書状料金の3倍未満かつ重量100g未満の書状)	—
イタリア	・2kg以下の書状、20kg以下の小包 ・全国均一料金で週6～7日配達	○ (基本書状料金の3倍未満かつ重量100g未満の書状)	財政支援(ユニバーサルサービス費用の半分を国庫負担) (2002年:4.3億ユーロ(約560億円)、2000年:約1兆3500億リラ(約909億円))
スイデン	・2kg以下の書状、20kg以下の小包 ・週5日配達	なし EU指令に定めるユニバーサルサービスの対象・水準 ○ 2kg以下の書状、10kg以下の小包(加盟国が20kgまで増加可)の収集、区分、輸送及び配達 ○ 週5日を下回らないすべての労働日に最低限1回の収集	【EU指令における郵便分野の独占基準】 1998年～ 重量350g未満かつ基本書状料金の5倍未満の料金の書状 2003年～ 重量100g未満かつ基本書状料金の3倍未満の料金の書状 2006年～ 重量50g未満かつ基本書状料金の25倍未満の料金の書状
豪州	・500g以下の書状、20kg以下の小包 ・全国均一料金で週1～6日配達	○ (定型普通書状料金の4倍未満かつ250g以下の書状)	—
NZ	・1kg以下の書状、20kg以下の小包 ・全国均一料金で週1～6日配達	なし	

※万国郵便条約第1条では「すべての利用者が、加盟国領域のすべての地点で、合理的な価格下で普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を享有する。」と規定されている。

(具体的には、加盟国の郵政庁は、通常郵便物及び20kg以下の小包郵便物の引受け、取扱い、運送及び配達を確保することとされている。(万国郵便条約第10条))

信書便事業の概要

1 信書便事業

中央省庁等改革基本法第 33 条第 3 項の規定による検討の結果に基づき、ユニバーサルサービスを確保しつつ、利用者利便の向上などの競争の成果を期待して、郵便事業への民間参入を認めるもの

2 信書便事業の種類

(1) 一般信書便事業（許可制）

一般信書便役務を全国提供する条件の下、すべての業務への参入が可能となる「全国全面参入型」の事業

※ 一般信書便役務とは、国内において一般信書便物（長さ、幅及び厚さがそれぞれ 40 cm、30 cm、3 cm 以下かつ重量が 250g 以下）が差し出された日から原則 3 日以内に送達する信書便の役務

(2) 特定信書便事業（許可制）

次のいずれかに該当する信書便の役務（特定信書便役務）のみ提供する「特定サービス型」の事業

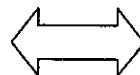
- ① 3 時間以内に信書便物を送達するもの
- ② 1,000 円を超える信書便物を送達するもの
- ③ 長さ、幅、厚さの合計 90 cm 超、又は重量 4kg 超の信書便物を送達するもの

3 信書便事業の規律

一般信書便事業

◆クリームスキミングの防止

- ① 全国均一料金（25g 以下の軽量信書に料金上限（80 円）を設定）
- ② 全国における原則毎日 1 通からの引受・配達
- ③ 随時、簡易かつ秘密保護が確実な差出方法の確保（信書便差出箱）



特定信書便事業

なし

◆秘密の保護等…信書便物であることの表示、信書便管理規程の作成 等

現行郵便法における料金規制

区 別	条 文
通常郵便物等	<p>(料金)</p> <p>第7-5条の2 公社は、郵便に関する料金のうち次に掲げるものを定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>一 通常郵便物の料金</p> <p>二 通常郵便物の特殊取扱（書留、速達、引受時刻証明、配達証明、内容証明、代金引換、特別送達及び年賀特別郵便に限る。）の料金</p> <p>三 国際郵便に関する料金（総務省令で定めるものに限る。次項第六号において同じ。）</p> <p>2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。</p> <p>一 能率的な経営の下における適正な費用を償うものであること。</p> <p>二 通常郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（一の郵便局においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。</p> <p>三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第五号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの（次号において「定形郵便物」という。）の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。</p> <p>四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。</p> <p>五 第三種郵便物及び第四種郵便物の料金の額が同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。</p> <p>六 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。</p> <p>七 定率又は定額をもつて明確に定められていること。</p> <p>八 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p>
小包郵便物等	<p>3 公社は、郵便に関する料金（第一項各号に掲げるものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>

○ 貨物自動車運送事業法

(運賃及び料金等の掲示)

第十一条 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送約款の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(事業改善の命令)

第二十六条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一～四 (略)

五 運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる場合において、当該運賃又は料金を変更すること。

六 (略)

(報告の徴収及び立入検査)

第六十条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、貨物自動車運送事業者に対し、その事業に関し、報告をさせることができる。

2～7 (略)

○貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）

(運賃及び料金の届出)

第二条の二 一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係るものにあつては所轄地方運輸局長（特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金であつて、届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が百キロメートル以上である場合にあつては国土交通大臣）に、貨物軽自動車運送事業に係るものにあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に、それぞれ提出しなければならない。

一～五 (略)

公益事業等における料金規制

事業		料金規制	
		内容	料金の考え方
郵便事業 (郵便法)	通常郵便物	認可(§75の2I)	能率的な経営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができるに足る収入を確保するもの(§3)
	小包郵便物	事前届出(§75の2III)+変更命令(§75の5)	
信書便事業 (信書便法)	一般信書便事業	事前届出(§16)+変更命令(§27②)	—
	特定信書便事業	なし	—
貨物自動車運送事業 (貨物自動車運送事業法)		改善命令(§26)+報告義務(事後届出)(§60)	—
貨物利用運送事業 (貨物利用運送事業法)		改善命令(§12)+報告義務(事後届出)(§55)	—
電気通信事業 (電気通信事業法)	基礎的電気通信役務	事前届出+変更命令(§19)	—
	指定電気通信役務	事前届出+変更命令(§20)	—
	特定電気通信役務	【料金指数の範囲内】 事前届出+変更命令(§20) 【料金指数を超えるもの】 認可(§21)	総務大臣は、…能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができるものと認められる水準の料金を料金指数により定め…事業者へ通知…(§21I)
鉄道事業 (鉄道事業法)		【事業開始時・上限の範囲外】 事業者が定めた上限を認可(§16I) 【上限の範囲内】 事前届出+変更命令(§16III)	能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの(§16II)
電気事業 (電気事業法)	一般電気事業	【事業開始時・料金引上げ時】 認可(§19) 【料金の引下げ等時】 事前届出+変更命令(§19IV・V)	能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの(§19II①)
	卸電気事業	事前届出+変更命令(§22)	—
	特定電気事業	事前届出+変更命令(§24)	—
ガス事業 (ガス事業法)	一般ガス事業	【事業開始時・料金引上げ時】 認可(§17I) 【料金の引下げ等時】 事前届出+変更命令付(§17IV・V)	能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの(§17II①)
	簡易ガス事業	【事業開始時・料金引上げ時】 認可(§37の7) 【料金の引下げ等時】 事前届出+変更命令(§37の7)	能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの(§37の7)
熱供給事業 (熱供給事業法)		認可(§14)	能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なもの(§14II①)
水道事業 (水道法)		認可(§14)	能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なもの(§14II①)

公益事業等における国税・地方税の特例措置

		公益事業						類似事業	
		電気事業	ガス事業	水道事業	熱供給事業	鉄道事業	電気通信事業	貨物運送業 (一般貨物自動車運送)	信書便事業 (一般信書便)
国 税	法人税	圧縮記帳 (工事負担金等で取得した固定資産等の圧縮記帳) [法人税法 § 45]	圧縮記帳 (工事負担金等で取得した固定資産等の圧縮記帳) [法人税法 § 45]	圧縮記帳 (工事負担金等で取得した固定資産等の圧縮記帳) [法人税法 § 45]	圧縮記帳 (工事負担金等で取得した固定資産等の圧縮記帳) [法人税法 § 45]	圧縮記帳 (工事負担金等で取得した固定資産等の圧縮記帳) [法人税法 § 45]	圧縮記帳 (工事負担金等で取得した固定資産等の圧縮記帳) [法人税法 § 45]	—	—
		特別償却 (特定設備等(電線類地中化設備)) [租特法 § 43]	—	—	—	割増償却 (障害者対応設備等) [租特法 § 46 の 2]	特別償却 (特定設備等(電線類地中化設備)、特定電気通信設備等) [租特法 § 43、44 の 6]	—	—
	地価税	非課税 (事業に直接必要な工作物) [地価税法 § 6]	非課税 (事業に直接必要な工作物) [地価税法 § 6]	非課税 (事業の用に供されている土地等) [地価税法 § 6]	非課税 (事業に直接必要な施設の用に供されている一定の土地等) [地価税法 § 6]	非課税 (事業に直接必要な施設の用に供されている一定の土地等) [地価税法 § 6]	非課税 (事業に直接必要な一定の施設又は設備の用に供されている土地等) [地価税法 § 6]	非課税 (事業に直接必要な一定の施設又は設備) [地価税法 § 6]	—
	登録免許税	—	—	—	—	免税 (特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等) [租特法 § 84 の 2]	—	—	—
地方 税	固定資産税	—	—	—	—	非課税 (事業用トンネルほか) [地方税法 § 348]	—	—	—
		課税標準の特例 (新たに建設された変電所又は送電施設用の償却資産) [地方税法 § 349 の 3]	課税標準の特例 (新設したガスの製造・供給の用に供する特定の償却資産) [地方税法 § 349 の 3]	—	課税標準の特例 (新設した熱供給事業の用に供する償却資産) [地方税法 § 349 の 3]	課税標準の特例 (新たに開業した営業路線に係る線路設備ほか) [地方税法 § 349 の 3]	課税標準の特例 (高度通信施設整備事業に基づく電気通信設備) [地方税法附則 § 15]	—	—
	軽油引取税	—	—	—	—	免除 (鉄道用車両等の動力源に関する軽油) [地方税法 § 700 の 6]	非課税 (公衆通信用に供する電気通信設備の電源の用途に供する軽油)	—	—
	事業所税	非課税 (本来の事業の用に供される一定の施設) [地方税法 § 701 の 34]	非課税 (本来の事業の用に供される一定の施設) [地方税法 § 701 の 34]	非課税 (水道法 § 3Ⅷに規定する水道施設) [地方税法 § 701 の 34]	非課税 (本来の事業の用に供される一定の施設) [地方税法 § 701 の 34]	非課税 (本来の事業の用に供される一定の施設) [地方税法 § 701 の 34]	非課税 (本来の事業の用に供される一定の施設) [地方税法 § 701 の 34]	非課税 (本来の事業の用に供される一定の施設) [地方税法 § 701 の 34]	非課税 (本来の事業の用に供される一定の施設) [地方税法 § 701 の 34]

◎提供義務を課す公共性の高いサービスの範囲をどうするか（第三種、第四種、特殊取扱等）

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
<p>(2) 郵便事業会社</p> <p>(イ) サービスの提供範囲</p> <p>・特別送達等の公共性の高いサービスについても提供義務を課す。このために必要な制度面での措置は、今後の詳細な制度設計の中で検討する。</p>	<p>(第三種、第四種郵便物)</p> <p>○ 現行の第三種、第四種郵便物（通信教育、点字、盲人用録音物、植物種子、学術刊行物等）については、原則として引き続き提供義務を課すこととした上で、それぞれの政策目的に応じた必要性が特に低下したものを義務付けの対象から除外することとしてはどうか。</p> <p>○ そもそも第三種・第四種郵便物は、文教、社会福祉政策等の観点から低料金とすることが義務付けられているものであるが、平成15年度において第三種で216億円、第四種で30億円の赤字がそれぞれ発生している現状を踏まえ、別途、</p>	<p>○ 第三種、第四種郵便物については、法律上は提供義務を課さず、提供するかどうかは経営の判断に委ねてはどうか。</p> <p>○ その場合、経営上の判断から、今まで提供されてきた低料金のサービスが提供されなくなる場合が生じるがどうか。特に現在無料で提供している盲人用郵便について、その料金をどのように担保するか。</p> <p>○ また、現在、公職選挙法において、選挙期間中に選挙に関する報道及び評論の自由が認められる新聞紙又は雑誌については、第三種郵便物の承認のある</p>	

支援措置等を講ずる必要がないか。

ものとの要件が課されているが、この位置付けを考慮する必要はないか。

【参考1】 第三種・第四種郵便物の概要

第三種…一定の条件を具備する定期刊行物であって公社が第三種郵便物として承認したものを内容とするもの。

第四種

- ・通信教育…法令により監督庁の認可又は認定を受け通信教育を行う学校又は法人とその受講者との間に発受される通信教育用の教材等を内容とするもの。
- ・点字…点字のみを内容とするもの。
- ・盲人用録音物等…盲人用録音物等を内容とし、盲人の福祉を増進することを目的とする施設（公社が指定）において発受するもの。
- ・植物種子等…植物種子、苗、苗木、莖若しくは根で栽植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するものを内容とするもの。
- ・学術刊行物…学術団体がその目的の達成のために、年1回以上継続して発行する学術刊行物（公社が指定）を内容とし、発行人又は売りさばき人から差し出されるもの。

【参考2】 第三種・第四種郵便物の物数（H15年度）

第三種（一般）	477,025千通
（低料・月3回新聞）	305,221千通
（低料・心身障害者・月3回新聞）	62,278千通
（低料・心身障害者・その他）	12,000千通
第四種（通信教育）	25,880千通
（点字・盲人用録音物等）	3,232千通
（植物種子等）	1,861千通
（学術刊行物）	9,571千通

【参考3】 諸外国において予算措置が講じられている例

- ・アメリカ…盲人用郵便及び不在者投票郵便に対する補助金（2002年度：48百万ドル）
- ・カナダ…議会用郵便、盲人用郵便及び北部遠隔地域郵便に対する補助金（2002年度：49百万カナダドル）

【参考4】 万国郵便条約

- ・点字郵便物については、航空増料金を除くほか、郵便料金を免除する（第8条）。

【参考5】 諸外国の例

- ・アメリカ…盲人用郵便を無料（合衆国法典）
- ・カナダ …盲人用郵便を無料（カナダ郵便公社法）
- ・イギリス…盲人用郵便を無料（郵便会社に対する免許状）
- ・フランス…盲人用郵便を無料（郵便電気通信法典）

基本方針	考え方		有識者の意見
	A案	B案	
	<p>(特殊取扱)</p> <p>○ 特別送達のほか内容証明、引受時刻証明、配達証明及び書留の司法手続に組み込まれたり、法的効力を付与されているものについては、法律上、その実施を義務付けることとしてはどうか。</p>		
	<p>○ その場合、高度の信用性や証明力を維持するため、刑罰法規の適用について公務員として扱うこととする「みなし公務員」規定を設けること等で対応してはどうか。</p>	<p>○ その場合、高度の信用性や証明力を維持するため、公証人のような制度又は何らかの資格制度を導入し、一定の者のみに特別送達郵便物等を取り扱わせる等で対応してはどうか。</p>	

【参考】 みなし公務員の概要

- ・みなし公務員とは、公務員ではないが、職務の内容にかんがみ、刑罰法規の適用について公務員としての扱いを受ける者。
- ・みなし公務員規定は、職務の内容が公務に準ずる公益性・公共性を有しており、国家公務員法上の規律（争議行為等の禁止、秘密保持義務、兼業禁止等）全体を包括的に課す必要はないが、その公正妥当な執行を担保するため必要があるときに設けられるもの。

[規定例]

○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）

第 13 条

- 2 指定住宅性能評価機関及びその職員で評価の業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三種・第四種郵便物の概要

区 別	概 要	目 的	料 金 (最低料金)	第一種郵便物と の料金比較
1 第三種郵便物 (1) 下記以外のもの	<p>一定の条件を具備する定期刊行物であって日本郵政公社が第三種郵便物として承認したものを内容とするもの。 (郵便法第23条)</p> <p>※ 月3回以上発行の新聞紙、心身障害者団体発行のもの等の区別は法律上の区分ではなく、料金表における区分。</p>	<p>新聞・雑誌等の定期刊行物の郵送料を安くして、購読者の負担の軽減を図り、その入手を容易にし、もって国民文化の発展に資するために、低廉な料金としている。</p>	50gまで 60円	50gまで 120円
(2) 月3回以上発行の新聞紙			50gまで 40円	
(3) 心身障害者団体発行のもの			50gまで 8円	
ア 毎月3回以上発行の新聞紙 イ ア以外のもの			50gまで 15円	
2 第四種郵便物 (1) 通信教育用	<p>法令により監督庁の認可又は認定を受け通信教育を行う学校又は法人とその受講者との間に発受される通信教育用の教材等を内容とするもの。 (郵便法第26条第1項第1号)</p>	<p>教育の普及に資するため、低廉な料金としている。</p>	100gまで 15円	100gまで 140円
(2) 点字	<p>点字のみを内容とするもの。 (郵便法第26条第1項第2号)</p>	<p>盲人の福祉の増進に資するため、料金を無料としている。</p>	無 料	50gまで 120円
(3) 盲人用録音物等	<p>盲人用録音物又は点字用紙を内容とし、盲人の福祉を増進することを目的とする施設（総務省令で定める基準に従い公社が指定するものに限る。）において発受するもの。 (郵便法第26条第1項第3号)</p>		無 料	50gまで 120円
(4) 植物種子等	<p>植物種子、苗、苗木、茎若しくは根で栽植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するものを内容とするもの。 (郵便法第26条第1項第4号)</p>	<p>農業の生産性向上に資するため、低廉な料金としている。</p>	50gまで 70円	50gまで 120円
(5) 学術刊行物	<p>学術団体がその目的達成のために、年1回以上継続して発行する学術に関する刊行物（総務省令で定める基準に従い公社が指定するものに限る。）を内容とし、発行人又は売りさばき人から差し出されるもの。 (郵便法第26条第1項第5号)</p>	<p>学術研究の振興に資するため、低廉な料金としている。</p>	100gまで 35円	100gまで 140円

第三種・第四種郵便物の収支・物数

○ 種類別収支

単位：億円

		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
第三種	収入	829	862	782	765	743	667	543	526	443
	費用	1,068	1,100	1,079	1,055	1,040	948	850	795	659
	収支	▲239	▲238	▲297	▲290	▲297	▲281	▲307	▲269	▲216
第四種	収入	18	16	15	15	13	14	20	16	16
	費用	62	58	57	60	61	58	59	57	45
	収支	▲44	▲42	▲42	▲45	▲48	▲44	▲39	▲41	▲30
(参考) 全郵便物計	収入	21,706	22,294	22,162	21,446	21,500	21,427	21,000	20,447	18,814
	費用	20,536	21,331	21,861	21,943	22,014	21,478	20,953	20,657	18,189
	収支	1,170	963	301	▲497	▲514	▲51	47	▲210	624

(注)四捨五入のため、計算上、合計は一致しない。

○ 引受物数

単位：千通

		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
第三種		1,269,565	1,247,320	1,197,853	1,154,150	1,122,874	1,086,643	1,040,209	968,880	856,524
低料	月3回以上	462,623	455,485	438,075	422,389	412,434	418,564	438,396	428,234	379,499
	心身障害者団体発行	18,160	13,247	27,422	25,949	32,691	56,950	102,096	108,819	74,278
	月3回以上	11,575	6,602	18,824	16,239	23,346	49,136	94,559	94,778	62,278
	その他	6,585	6,645	8,598	9,710	9,345	7,814	7,537	14,041	12,000
	その他	806,942	791,835	759,778	731,761	710,440	668,079	601,813	540,646	477,025
第四種		39,802	36,633	34,074	36,339	37,275	36,121	37,751	37,130	40,544
通信教育		25,437	23,927	21,673	23,029	24,355	23,316	23,864	23,100	25,880
点字、盲人用録音物等		3,613	3,726	3,500	3,688	3,645	3,303	3,380	3,531	3,232
植物種子等		1,920	1,639	1,445	1,717	1,597	1,307	1,356	1,816	1,861
学術刊行物		8,832	7,341	7,456	7,905	7,678	8,195	9,151	8,683	9,571

主要国における郵便の政策料金

国名	種別	根拠等
米 国 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期刊行物及び新聞（年4回以上発行のもの） ・ 通常よりも低料金の定期刊行物 <ul style="list-style-type: none"> － 非営利団体が発行するもの又は当該団体向けのもの － 学級又は宗教教室向けのもの ・ 学校、図書館、博物館等との間の図書、録音物等 	内国郵便マニュアル（USPS が決定） ※ 非営利団体とは、次の団体を指す <ul style="list-style-type: none"> － 宗教、教育、科学、慈善、農業、労働、退役軍人、友愛団体
	盲人用（無料）	合衆国法典第 39 編第 3403 条及び第 3404 条
	不在者投票（無料）	合衆国法典第 39 編第 3406 条
カナダ (注2)	議会用（無料）	カナダ郵便公社法第 35 条
	盲人用（無料）	カナダ郵便公社法第 19 条
	北部遠隔地域あて	（関係省庁との協定）
イギリス	盲人用（無料）	郵便会社に対する免許状：条件 6
ドイツ	盲人用（無料）	（法令の規定なし）
フランス (注3)	定期刊行物及び新聞（四半期に1回以上発行のもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便電気通信法典 D 第 18 条及び D 第 19 条 ・ 計画契約（国とラ・ポストの契約）により提供を義務付け
	盲人用（無料）	郵便電気通信法典 D 第 33 条
日 本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期刊行物（年4回以上発行のもの） ・ 通常よりも低料金の定期刊行物 <ul style="list-style-type: none"> － 月3回以上発行する新聞 － 心身障害者団体の月3回以上発行する新聞 － 心身障害者団体の発行する上記以外のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便法第 23 条 ・ 郵便法施行規則第 7 条 ・ 内国郵便約款料金表第 4 表
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信教育用 ・ 盲人用（無料） ・ 植物種子等 ・ 学術刊行物 	郵便法第 26 条

(注1) 盲人用郵便及び不在者投票郵便に対する補助金あり（48 百万ドル：2002 年度）

(注2) 議会用郵便、盲人用郵便及び北部遠隔地域郵便に対する補助金あり（49 百万カナダドル：2002 年度）

(注3) 定期刊行物及び新聞に対する補助金あり（290 百万ユーロ：2002 年度）

○ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）

第148条 この法律に定めるところの選挙運動の制限に関する規定（第138条の3の規定を除く。）は、新聞紙（これに類する通信類を含む。以下同じ。）又は雑誌に関し、報道及び評論を掲載するの自由を妨げるものではない。但し、虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

② 略

③ 前二項の規定の適用について新聞紙又は雑誌とは、選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り、次に掲げるものをいう。ただし、点字新聞紙については、第一号口の規定（同号ハ及び第二号中第一号口に係る部分を含む。）は、適用しない。

一 次の条件を具備する新聞紙又は雑誌

イ 新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌にあつては毎月一回以上、号を逐つて定期に有償頒布するものであること。

ロ 第三種郵便物の承認のあるものであること。

ハ 当該選挙の選挙期日の公示又は告示の日前一年（時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にあつては、六月）以来、イ及びロに該当し、引き続き発行するものであること。

二 略

特殊取扱（法定）の概要

種 類	概 要	引用している法律等（例）
特別送達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民事訴訟法第94条に規定する裁判の呼出状等民事訴訟法等の法律で定められたものについて行う特別の送達方法であり、送達を受けるべき者が正当な理由なくその受取りを拒んだ場合には、その場に差し置くことができるなど、民事訴訟法に規定する特別の方法により郵便物を送達し、その送達の事実を証明するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）第19条 ・ 民事保全法（平成元年法律第91号）第7条 ・ 特許法（昭和34年法律第121号）第190条 ・ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第54条
内容証明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差出人が作成した文書とその謄本により、いつ、いかなる内容の文書を誰から誰あてに差し出したかを証明する取扱いをするサービスであり、時効の完成を防ぐための債務の履行請求やクーリングオフの通知等に用いられるもの。 ・ 内容証明の取扱いをした文書は、民法施行法第5条に規定する確定日付のある証書に該当し、同法第4条の規定によりその日付に関し完全な証拠力を有するものとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第15条 ・ 地方税法（昭和25年法律第226号）第14条の9
引受時刻証明	<ul style="list-style-type: none"> 郵便物を引き受けた時刻を証明する制度であり、鉱業権取得のための出願や、特許、実用新案、意匠及び商標の登録の出願等のように、郵便物の差出時刻が権利の取得に重大な関係のあるものに多く利用されているもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第183条の2 ・ 鉱業法（昭和25年法律第289号）第21条
配達証明	<ul style="list-style-type: none"> 郵便物を配達、又は交付した事実を証明する制度であり、郵便物が受取人に配達されたことの証明が必要な場合等に利用されるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第47条 ・ 関税法施行令（昭和29年政令第150号）第101条 ・ 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第93条
書 留	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便物の引受けから配達に至るまでの全送達経路を記録し、授受を明確にすることにより確実な送達を図るとともに、郵便物が公社の取扱中に万一、亡失し又はき損した場合は、原則として、差出しの際、差出人が申し出た損害要償額の限度においてその損害を賠償する制度であり、重要な書類等を送る場合に利用されるもの。 ・ 特別送達、内容証明、引受時刻証明及び配達証明とする郵便物は、すべて書留（現金、簡易を除く。）としなければならないこととされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲裁法（平成15年法律第138号）第12条 ・ 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第107条 ・ 民事執行法（昭和54年法律4号）第16条 ・ 特許法（昭和34年法律第121号）第192条 ・ 土地収用法（昭和26年法律第219号）第100条の2 ・ 犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）第55条の2

速 達	郵便物の取扱いに当たって、その郵便物を同一種類の郵便物で速達としないものに優先して送達する制度である。	
代金引換	差出人の指定した額の金銭と引換えに郵便物を名あて人に交付し、その金銭を郵便振替又は郵便為替により差出人へ送金する制度である。	
年賀特別取扱	12月15日から12月28日までの間に差し出された年賀状とする通常葉書等を翌年1月1日の最先便から配達する制度である。	

みなし公務員について

1 みなし公務員の概要

- ・みなし公務員とは、公務員ではないが、職務の内容にかんがみ、刑罰法規の適用について公務員としての扱いを受ける者。
- ・みなし公務員規定は、職務の内容が公務に準ずる公益性、公共性を有しており、国家公務員法上の規律（争議行為等の禁止、秘密保持義務、兼業禁止等）全体を包括的に課す必要はないが、その公正妥当な執行を担保するため必要があるときに設けられるもの。

2 みなし公務員規定を設けている例

- ・国際協力銀行など多くの特殊法人
- ・日本銀行など一部の認可法人
- ・ほぼ全ての非特定独立行政法人、国立大学法人
- ・一定の（公共性を有する）検査・検定・試験に従事する民間機関の役職員等

3 みなし公務員規定により適用される罰則（例）

○刑法

- ・虚偽公文書作成罪（第156条）
- ・公務員職権濫用罪（第193条）
- ・公務執行妨害罪、職務強要罪（第95条）
- ・収賄罪（第197条～第197条の4）・贈賄罪（第198条）
- ・公文書偽造罪（第155条）・同行使罪（第158条）・公印偽造罪・同不正使用罪（第165条）
- ・公用文書毀棄罪（第258条）

公証人制度について

- ・公証人とは、当事者その他の関係人の囑託によって法律行為その他私権に関する事実について公正証書を作成し、私署証書及び株式会社等の定款に認証を与える等の権限を有する者。
- ・公証人は、一定の試験に合格等した者や裁判官等の資格を有する者等から法務大臣が任命し、その指定した法務局又は地方法務局に所属する。
- ・公証人は、国から給与や補助金など一切の金銭的給付を受けず、国が政令により定めた手数料収入によって事務を運営している。
- ・法務大臣の監督を受け、職務上の義務違反等があるときは、懲戒に付される。

(参照条文)

○ 公証人法（明治41年法律第53号）

第一条 公証人ハ当事者其ノ他ノ関係人ノ囑託ニ因リ左ノ事務ヲ行フ権限ヲ有ス

一 法律行為其ノ他私権ニ関スル事実ニ付公正証書ヲ作成スルコト

二 私署証書ニ認証ヲ与フルコト

三 商法第百六十七条及其ノ準用規定ニ依リ定款ニ認証ヲ与フルコト

四 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ認証ヲ与フルコト但シ公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ与フル場合ニ限ル

第七条 公証人ハ囑託人ヨリ手数料、送達ニ要スル料金、第五十七条ノ三ノ登記ノ手数料相当額（第三項ニ於テ登記手数料ト称ス）、日当及旅費ヲ受ク

② 公証人ハ前項ニ記載シタルモノヲ除クノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ其ノ取扱ヒタル事件ニ関シテ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

③ 手数料、送達ニ要スル料金、登記手数料、日当及旅費ニ関スル規程ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一条 公証人ハ法務大臣之ヲ任シ及其ノ属スヘキ法務局又ハ地方法務局ヲ指定ス

第十二条 左ノ条件ヲ具備スル者ニ非サレハ公証人ニ任セラルルコトヲ得ス

一 日本国民ニシテ成年者タルコト

二 一定ノ試験ニ合格シタル後六月以上公証人見習トシテ実地修習ヲ為シタルコト

② 試験及実地修習ニ関スル規程ハ法務大臣之ヲ定ム

第十三条 裁判官（簡易裁判所判事ヲ除ク）、検察官（副検事ヲ除ク）又ハ弁護士タルノ資格ヲ有スル者ハ試験及実地修習ヲ経スシテ公証人ニ任セラルルコトヲ得

第十三条ノ二 法務大臣ハ当分ノ間多年法務ニ携ハリ前条ノ者ニ準スル学識経験ヲ有スル者ニシテ政令ヲ以テ定ムル審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条ニ定ムル機関ヲ謂フ）ノ選考ヲ経タル者ヲ試験及実地修習ヲ経スシテ公証人ニ任スルコトヲ得但シ第八条ニ規定スル場合ニ限ル

第七十九条 公証人職務上ノ義務ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行為アリタルトキハ懲戒ニ付ス